

令和2年9月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和2年9月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和2年9月11日 午前9時宣告

開 議 令和2年9月11日 午前9時宣告（第8日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和2年9月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和2年 9月11日 午前9時開議

- 日程第1 認定第1号 令和元年度佐川町一般会計の決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和元年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和元年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和元年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和元年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和元年度佐川町水道事業会計の決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 令和元年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
- 日程第9 議案第60号 令和2年度佐川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第61号 令和2年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第62号 令和2年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第63号 令和2年度佐川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第64号 令和2年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第65号 佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第66号 令和元年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分
について
- 日程第16 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第69号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第19 議案第70号 物品購入契約の締結について
- 日程第20 発委第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政
の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意
見書
- 日程第21 発委第4号 「妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書
- 日程第22 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。
定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、認定第 1 号、令和元年度佐川町一般会計の決算の認定
について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番（坂本玲子君）

お伺いします。一般会計の決算の、ページ 73 ページ、ふるさと寄
附金について書かれています。ふるさと寄附金が 1 億 7,689 万と
あります。たくさんの寄附金が寄せられています。平成 30 年度と
比べてどれくらい増えているのか、また、増えた要因は何か、そし
ていただいた寄附金の主な使い道は何かお伺いします。

もう 1 点、ページ 103 ページの移住促進修繕等補助金がありますが、
移住促進事業での補助金だと思いますが、その内容についてお
伺いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私のほうからは、ふるさと寄附金の関係につきましてお
答えをさせていただきます。

令和元年度のふるさと寄附金、先ほどの御質問のとおり、円まで
言いますと、1 億 7,689 万 2,460 円ということになっております。
これを平成 30 年度と件数、金額で比較いたしますと、まず件数で言
いますと、平成 30 年度が 3,920 件となっております。令和元年度が
8,202 件となっております。差し引きの件数の増が、4,282 件、率
で言いますと 109% 増ということになっております。

次に、金額面でありますけれど、平成 30 年度が 6,863 万 8,670 円
となっております。令和元年度は先ほど申しましたとおり、1 億
7,689 万 2,460 円でありまして、差し引きますと、1 億 825 万 3,790
円の増ということになっております。率にいたしますと、158% の増
ということになっております。

この増えた要因についてでありますけれど、これは今議会におけ
ます、町長の行政報告にもありましたように、地域おこし協力隊の
精力的な活動、これによりまして返礼品の数が令和 2 年 8 月末現在
で 139 品目というふうに充実させたことに加えまして、地方税法の
改正によりまして、これは新聞、テレビ等で報道されていたとおり

でありますけれど、改正によるふるさと納税制度の見直しの結果、一部の地方団体に集中しておりました寄附金が分散されたことによるものだというふうに考えております。

最後になりますけれど、寄附金の主な使い道ということでお答えをさせていただきます。

当年度にいただいた寄附金につきましては、当年度に積み立てを基金のほうにさせていただいております。その積み立てた基金のほうから繰入金ということで、いただいた寄附金のほうを使わせていただいております。令和元年度におきましては、金額の大きい物をいくつかここで申し上げらせていただきたいと思います。

まず、元年度のふるさと寄附にかかる経費、こちらのほうに充当をしております。そして、乳幼児医療助成事業、こちらのほうは町の継ぎ足し分といたしまして、中学3年生までの医療費の助成というものにも充てさせていただいております。あと、地場産センターのトイレの整備にも充てさせていただいております。そして、間伐作業路開設事業、こちらのほうにも充てさせていただいております。また、自治会のほうに出す補助金、これは集落整備事業、内容は公民館等の修繕の補助金でありますけれど、こちらのほうにも充てさせていただいております。そして、各地区の集落活動センター、こちらのほうの経費であります指定管理料にも充てさせていただいております。あと、体験型博覧会わんぱくの実施の委託料、こちらのほうにも充てさせていただいております。あと、小中学校周辺に設置いたしました防犯カメラの設置工事の費用、このようなものにも充てさせていただいております。

金額の大きい主なものは以上となっております。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

それでは、私のほうから決算書の103ページ、御質問いただきました2款、1項、4目、補助金の、移住促進修繕等補助金19万8,700円の内容についてちょっとお答えさせていただきます。

これは昨年度、令和元年度に新しく創設をしました補助金でございます。移住をする方、それから移住をする方のために貸す住宅を持っている方が住宅を空き家、家の中の荷物を整理する、運搬するといったものを行う場合に補助金を出すとして創設をしております。昨年度は2件の実績がございます。補助対象者は移住者、それから移住の希望者、あとは空き家を貸そうとする所有者でございます。

ます。それから補助率につきましては定額の上限が10万円となっております。対象になる経費としましては空き家の荷物を整理、処分に要する経費でございますが、処分料、それから車両の借上料でありますとかいうのも対象にしております。ただ、家電リサイクルなどは対象外としております。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

11番（中村卓司君）

議会でも何人か質問をされたと思うんですが、桜座が運営に非常に、一般会計のほうから、いや、基金のほうからの繰り入れということで、財政が苦しいと思うんですが、今回に桜座のほうに充当して残りの運用資金というのはどれぐらい残っておるのか。また、決算の関係ですからお答えはいただけないかもわかりませんが、今後どのようなお考えがあるのかということをお聞かせいただければありがたいなと思っております。よろしくお願ひします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。決算書の終わりのほうのページに令和元年度基金精算報告書というものがございます。その数字でお答えをさせていただきます。

その基金名の中に桜座運営基金というものがございまして、平成30年度末の現在高が417万6,800円でございます。それを令和元年度に同額取り崩しいたしまして、令和元年度末の基金現在高といたしましてはゼロというような結果になっております。以上です。

町長（堀見和道君）

中村議員の御質問にお答えさせていただきます。桜座の基金は全て使い切りましたが、桜座につきましては広く住民の皆さんに活用されている大切な施設でありますので、今後、基金から繰り入れをしないと運営はできないということにはなりますけども、適宜、財政調整基金等を入れて、しっかりと町では経営をしていきたいと考えております。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

9番（松浦隆起君）

157ページの2点、この産後ケア事業、これ出では6万円ですが、入のほうでは国庫補助金で79万5千円入ってますが、この差額の点

について教えていただきたいと思います。

それから、勉強会でもお聞きをしましたが、同じページの特定不妊治療費、8名ということで、全ての方が特定不妊治療であったということですが、この特定不妊治療、この不妊症の治療の中でいきなり特定不妊治療からかかるっていうことはまずありえない。検査から始まって一般不妊治療からスタートしますので、その点では一般不妊治療についてさらに広報をして、この8名の方がこの佐川町が一般不妊治療の補助制度を導入する前からスタートされてるとしたらありえると思いますが、今一度、広報をしっかりとさせていただきたいという点も含めてお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、1点目、産後ケア事業の歳入のほうが79万5千円、歳出のほうでは委託料として6万円という支出になっておりますが、この差額につきましては、この産後ケア事業の委託事業のほかに、健康福祉課の保健師、母子保健担当の保健師がおりますが、その産後ケア事業にかかる事務費、そういう仕事をしております。その職員人件費にも充てることができるということで、この金額差額分につきましては人件費のほうに充当させていただいてるということでございます。

それから、特定不妊治療の件でございます。確かに一般不妊治療から特定不妊治療というのが基本的、普通であろうと思います。31年から令和元年度については8件、特定不妊治療ということでしたが、その前、ちょっと私が今手元にないんですけども、平成30年度には一般不妊治療の方かなりおいでたということで、資料は確認しておりますので、そういう佐川町としても一般不妊治療から特定不妊治療へということで、事業を実施をさせていただいておりますし、またなお、さらにこの少子化の中でこういった事業、大切だというふうに考えておりますので、町民の皆様にも周知をさらにさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

一般会計の決算の認定の採決は起立によって行います。

認定第1号、令和元年度佐川町一般会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、認定第1号、令和元年度佐川町一般会計の決算の認定については認定されました。

日程第2、認定第2号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第2号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第2号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定については認定されました。

日程第3、認定第3号、令和元年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第3号、令和元年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第3号、令和元年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、は認定されました。

日程第4、認定第4号、令和元年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第4号、令和元年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第4号、令和元年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、は認定されました。

日程第5、認定第5号、令和元年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第5号、令和元年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第5号、令和元年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、は認定されました。

日程第6、認定第6号、令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第6号、令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第6号、令和元年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、は認定されました。

日程第7、認定第7号、令和元年度佐川町水道事業会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第7号、令和元年度佐川町水道事業会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第7号、令和元年度佐川町水道会計の決算の認定について、は認定されました。

日程第8、認定第8号、令和元年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第8号、令和元年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第8号、令和元年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、は認定されました。

日程第9、議案第60号、令和2年度佐川町一般会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番(西森勝仁君)

3番、西森です。私から3点ほどお尋ねをしたいと思いますが、まず17ページ、2款、総務費、1項、1目、一般管理費の12節、委託料の中にフィールドイノベーション委託料750万円なるものが計上されておりますが、これは総務課長の説明によりますと、簡単な説明であったかと記憶していますが、業務改革をすると、このような説明があったと思うが、どこに委託してどんな改革をするのか、

改革後のイメージとしてはどんなことが事業の効果として期待されるのか。

2点目が21ページ、3款、民生費、1項、1目、社会福祉総務費の中、14節、工事費の中に無縁仏納骨堂建立費、225万5千円が計上されておりますけれども、これは具体的にはどんなものか、ちょっと高すぎやしないかと。聞くとところによりますと、行旅死亡人などを想定しているようでありますが、昔のように行き倒れといった方はまずいないんじゃないかと。私の子供のころ、60年以上前のことでありますけれども、このころは一般的にお遍路さんと呼ばれるホームレスが冬になりますと、西山の洞窟、ここに3つほど洞窟がありますけれども、ここに冬になるといつもやってきまして越冬、越冬というか冬を過ごしていたもんであります。

今はそんなことも全くない。それに225万5千円というと住民の目線からしたらちょっと高すぎやせんかと。自分の家の納骨堂を建てるにしてもなかなか手が届かない、こういうような額であります。何ゆえ、故事来歴のわからない者をそれほどまでにして埋葬し、葬るのか。住民の理解と納得がなかなか得られないんじゃないかと。自分くの納骨堂でさえもそれほど立派なものはようせん。こういうふうな状況の町民が随分おいでる中で、行き倒れとか、これは町に責任、埋葬する義務がある、町長にあるということだと思いますけれども、ちょっといかなものかなというふうに思いますので、説明をお願いしたいと。

次に33ページ、9款、教育費、4項、1目、社会教育総務費、12節、委託料の中に、これは一般質問でもお伺いをいたしました、司牡丹酒造焼酎蔵耐震診断業務、これに506万円が計上されています。これは町長や教育長などの説明を私なりに総合的に勘案して整理してみますと、司牡丹のあの白壁、あのコーナーを保存するための事業化に向けた耐震診断であると私は理解しております。これ自体に対しましてはなんの異議も唱えるものでもなく、あの白壁を残すということは大賛成であります。

しかし、どうもその手法に釈然としていない。これは一般質問で聞いてみましたけれども、明確な答弁がない。私は違法まがいの行為ではないかというふうに聞いているのに対し、明解な説明がない。教育長の説明によると高知県建築士事務所協会に委託して事務所協会が東京のNPO法人、チームティンバライズ、ここの技術協力を

求めて耐震診断を実施する、このようなことだろうと思いますが、実質的には町長の同級生の東京大学生産技術研究所木質構造学腰原研究室の学生が中心になって実施するのではないかと推測しております。

事務所協会はこれは設計事務所ではありません。だから図面を書いて、あの白壁の建物が耐震性があるとかないとか、構造計算をして、そして委託料としての対価を受け取ると。こうなると建築士法第23条に違反をいたします。このことについては町長は熟慮の上のことだと思っております。こんな委託契約ができるものか。この委託の目的は先ほど言いましたように、あの白壁の建物がどの程度強度があるか、どの程度使えるものか、その調査の委託、耐震診断に近い委託であろうかと思っております。これを対価を受けて事務所協会もすることができないと。抜け道があるにしてもおかしいんじゃないかというふうに思っております。

以上3点についてお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

私の方からは17ページの12節の委託料の説明欄、フィールドイノベーション委託料の750万円につきまして、その内容等についてちょっと詳細にお答えをさせていただきます。

まず、内容につきましてですけれど、当初の説明の段階では第三者の目で課題を掘り起こし業務改革を行っていくものとなっており、課題の共有、事実の可視化、施策立案、実行委託業者と共同し行い、業務改革を進めていくものとなっていますということで補正予算のときに説明をさせていただきました。この内容につきまして、もうちょっと詳細にお答えをさせていただきます。説明をさせていただきます。

総務課のほうといたしましては、このフィールドイノベーションを利用いたしまして、現在使用しております文書管理システム、この関係について検討を加えていこうというふうに考えております。現在の文書管理システムにつきましては平成16年ごろに導入されておりますけれど、これは総務課の一括管理ということになっておりまして、全課の文書の登録、ラベル作成、保管登録、廃棄、登録を全て1担当で行っているというような現状となっております。この文書の登録でありますとか、廃棄の時期にはかなり事務が煩雑ということになっておりまして、改善を行うためにはこのようなワーク

フローの見直しが必要となってきたというふうに考えております。

文書の登録数につきましても令和2年9月時点で約2万6千冊ということになっておりまして、かなりの登録数となっております。その文書の管理するための分類でありますけれど、その分類も3,500以上ということになっておりまして、文書を管理する上でも一定、分類の整理が必要な時期にもきておるといふふうにも考えております。

また、この文書管理システム、このシステム自体の本来の導入の目的といたしましては、情報開示請求に対応するためのシステムであったというふうに推測がされるわけにありますけれど、現状、総務課の担当係でしか使用できないと。ほかの課では情報開示のあった文書の検索すらできないというような状況になっております。そのようなことから、現状として上がっておるいくつかの課題を検討し、業務改善へつなげていくため、新たな文書管理システムの構築の検討が必要であるというふうに考えております。

また、その文書管理システムにしましては目録管理の機能しか現在もっておりません。本来の意味の文書管理システムとしては機能していないというふうに考えております。そのため、先ほども言いましたようないくつかの検討課題が出てきておる今、この時期が文書管理を行う上でのさまざまな方法として上げられます目録の管理でありますとかファイルサーバー、あるいはセキュリティ管理、電子決済、ペーパーレス化など関連するものを総合的に検討を行っていく機会ではなかろうかというふうに考えております。

なお、文書管理システムの構築に当たりましてはやはり短期的ではなく、例えば10年とか20年先に向けて考えてそのことを行うべきであるというふうに考えておりまして、やはり専門家の方の協力が必要というふうに考えております。

少し長くなりますけれど、その中でも佐川町のほうではデータで作成、記した文書の管理方法としてファイルサーバーというものを利用しております。そのサーバー内には役場の公文書が電子化されたものが多数保管されておるといふ状況になっております。しかし、現状ではその分類も一定のルールはあるものの、既存の文書管理システムと一致していないという現状であります。また、データで作成、記した文書につきましましては必要なものは再度紙媒体で出力され、フ

ファイルで保存されているという場合も多く見受けられておるとい
現状があります。

今言いました文書の管理の方法としてのファイルサーバー等、文
書管理システム、こちらにつきましては密接な関係がありまして、
今年度更新時期となっておりますこのファイルサーバー、こちらの
校正につきましては将来的に文書管理に合わせるような形で再構築
を行う必要があるというふうに考えておりますため、今回この検討
の機会に合わせて、このファイルサーバーの更新時期も延長さ
せていただき、検討結果を反映させた上で、来年度このファイルサ
ーバーのほうも再構築を行わせていただきたいというふうに考え
ております。

以上のような内容につきまして、このフィールドイノベーション
を利用いたしましてこのような改善につなげていきたいというふう
に考えております。

あと、どこにという御質問であったと思いますが、このようなフ
ィールドイノベーションの御提案自体は富士通株式会社のほうから
いただいております。以上でございます。

富士通株式会社でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをいたします。私のほうからは 21 ページの下のほうの工事
費、無縁仏納骨堂建立工事ということで、225 万 5 千円、こちらにつ
いて御説明をさせていただきます。

まず、この補正予算を計上させていただくということで、この経
緯についてまずは御説明をさせていただきます。

亡くなった方につきましては先ほど西森議員おっしゃいましたが、
行旅人ですね、行旅人のほか身寄りのない方っていうのは、火葬、
それから埋葬等する人の中で、埋葬を執り行う人がいないという場
合は、行旅人の死亡取り扱い法、それから墓地埋葬法によって死亡
地の市町村長が行わなければならないという法律の規定がございま
す。

特に実際には病院、あるいは施設でお亡くなりになる方の中には、
身寄りのない方、それから親族がおいででもご遺体の引き取り、そ
れから葬儀の意思を示されないケースもありまして、毎年大体 1 件
程度は役場のほうがこういった火葬等行っているという現状がござ
います。

ただ、本町ではこういった火葬の後の無縁仏を納める納骨堂がなく、これまでその都度、御遺族が見つかるまで例えば火葬場の高吾苑で一時的に保管をしていただいたり、最終的に見つからない場合は町内のお寺さんのほうに無理を言って納めていただいているというような現状がずっと続いておりました。

今年、今年度に入ってそういった役場が火葬等わからないケースが立て続けに今2件ほどあって、また、新聞等でもみられたとおり山中で身元不明の白骨化した御遺体が見つかったというケースもございました。

そういった状況を受けて、担当のほうとしてもなんとかしなければいけないという中で、介護保険の運営協議会というのがありますが、その中でも委員のお一人から町のほうでなんとかそういう無縁仏を納める納骨堂を建立してほしいという強い意見等もございました。こういった状況が重なって、年度途中ではありますけれど、なんとか早急に対応しなければいけないということで、町有墓地の管理をしている総務課と役場の中で協議をさせていただいて、今回、町有墓地の敷地の一角に町納骨堂を建てるということで補正予算を計上させていただいたというのが経緯でございます。

この補正予算に計上させていただいた225万5千円、これについては町内の石材店に見積もりをいただいた金額になるんですけれども、年間1件程度はそういったケースが出ているということ、それから近隣の市町村を調べる中で、こういった無縁仏の建立、納骨堂を整備しているところでは、規則等を定めておまして、おおむね30年くらいそこに納めて、それから土に返していくというようなことが取り扱いとしてやっている市町村がございます。これは決め事はございませんけれども、何年置いておくという決まり事はございませんけれども、そういったことを参考にさせていただいて、スペースとしては40の骨壺を最低限の大きさの骨壺を置くスペースということを確認していこうということで広さを出して、大体寸法的には幅が130センチ、それから奥行きが130センチ、それから高さが160センチということでその見積もりを出していただいたのが225万5千円ということで、必要最低限の広さと装備ということで、決して高い金額ではないというふうには考えております。以上でございます。

町長（堀見和道君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。司牡丹の焼酎蔵の耐震診断にかかる業務委託について御説明をさせていただきます。

ちなみに、NPOチームティンバライズという名前が出ましたが、ティンバライズですね。今回、高知県建築士事務所協会からティンバライズに仕事がいくということは全くありません。あくまでも大学の研究として東京大学の腰原研にかかわっていただくというお願いをしている形になっておりますので、腰原はティンバライズの代表をしておりますが、今回、あくまでも大学の研究室のほうで建築士事務所協会と一緒にこの業務に取り組んでいただくということになってます。

今回、焼酎蔵の耐震性を有するかどうかということにつきましては以前、司牡丹の1号蔵並びに竹村分家の旧の呉服店、一般的に丸久と言われておりますが、その建物の耐震性を有するかどうかの調査研究業務を、今回御提案させていただいて、今回予算を組まさせていただいてる形と同じ形で実施しております。この文化財級、古い木造の建物を耐震診断するのに高知県内の設計事務所単独でできるということは確認をしてません。できないという話を聞いております。一般的に全国的にこのような文化財級の建物についてはどこか大学と一緒にこの耐震性を有するかどうなのか、保存するに値する建物なのかどうなのか、そのあたりをしっかりと調査研究して結果を出していくという形が多く見られます。

前回1号蔵の耐震診断をする、あの1号蔵の木造の建物はなかなか日本にもないような素晴らしい価値のある建物であって、あの建築物がどうなっているのかということや大学の研究、大学の研究室、腰原研究室とあわせて高知県内の多くの設計事務所にも一緒になってかかわっていただいて、調査研究してほしい。また、前回は高知工科大学の大学生にもかかわっていただいて、面白がってこの調査研究業務にかかわってもらってます。ボランティアでかかわりたいと言って、ボランティアでかかわっている人もたくさんいました。それは高知県内に、特に佐川町には素晴らしい歴史的な建物があって、なかなかこういうものはありません。

こういう機会ってあまりありませんので、折角の機会ですので、大学生、設計事務所にも多くかかわっていただいて、今後の業務とか建築に対する興味の向上につなげていただきたいという思いがあって、耐震性を有するかどうかも合わせた調査研究業務として委託

をしております。前回、高知県の建築士事務所協会がそのような形でやらせていただきますということで実施をしていただいております。ですから、今回もその時と同じような形でお願いをしたいということで、見積もりの依頼をし、見積もりを出していただいているという流れになります。以上です。

3 番（西森勝仁君）

それぞれ御説明をいただきましたが、まず、このフィールドイノベーション委託料は富士通に委託して、2,600冊の帳簿、そして3,500以上の簿冊の分類など、こういった文書の管理システムを改革して、そしてどの部署でも見られるようにすると。そしてさらにペーパーレス化にもつなげていくということですので、それは十分理解できました。しかし、この750万も投じてする事業でありますので、業者を肥やすだけという語弊があるかもわかりませんが、富士通にしっかり仕事してもらって、750万をドブに捨てることのないようにしっかりとチェックもして成果を出してもらいたいと思います。

次に、この納骨堂の件であります。先ほど説明をいただいたところによりますと、行旅死亡人や病院、あるいは施設、こういったところで亡くなった方、あるいは身寄りのない方がこれから増えてくるので、そういった方のためにも納骨堂を整備したいと。近隣の町村も参考にしながら40個くらいの骨壺が置けるスペースをつくりたいよというようなことであつたというふうに理解していますが、それにしたら130の30の深さ60センチいうたらそら細いもんですよ。昔は、まあ昔の骨壺と言えば花瓶くらいのもん。そこにある湯飲みじゃないけど水を入れたそれくらいのもんだつたんですけど、今の骨壺というのは小さなバケツくらいある。非常に大きなもんです。だから40も入りようがない。そんな議論は別にして、30年くらい置くというようなことも聞きましたが、こりゃね、30年も置くじゃなくて、以前のことを言いますと、先ほど課長の説明の中にもありましたけれども、行旅人なんかはお寺さんに頼んで永代供養に出したりして、協力を受けておったわけではありますが、なかなか最近はそのもいかんというような説明であつたかと思えます。

また、こういった方はうんと前からおりまして、平成18年ごろだつたと思えますけれども、住民のほうから提案がありまして、こういう無縁仏を集めて町の墓地に鎮魂の碑を立てまして、丁重にお祭

りをし、そして私も春のお彼岸、あるいは夏のお盆、秋の彼岸には職員も連れて掃除もし、必ずお参りをしてきたところでもあります。しかし、堀見町長になってから行ったってということも聞いたことがない。職員もあれ、お参り行かんでえいがやろうかと言いますけども、私はそんなことは承知しておりませんが。

この庁舎の建っている敷地にしても、建ってすぐのころ、50年前後、昭和50年前後であります。職員が途端に病気になる、あるいは怪我なんかする、そして相次いで2人亡くなる。これは何か異変がありはせんかということで、町長に私が頼まれて、行ってちょっとお祓いをしてもらうような段取りをせえということですので、大夫さんいますかなんかお願いして来てもらって、祓うてもうたところが、ここは昔、首切り場、7つの墓と5重の塔じゃない五輪様がある、それを位置図に示してもらって、総務課に引き継いであると思いますが、それを一堂に集めたのが今の若宮様であります。そして以来、正月と9月にお祭りをずっとしてきておったわけですが、最近はどうもしたりせらったりということなようですが、もうちょっと少し前になります。お祭りをしやせらったらもうそろそろお知らせがありゆころや、あるころやが、いうことでお祭りをするようにと言われたことでありました。町長室のあたりも決して良い場所ではない。その図面を見てもらったらわかりますが、そういったことがありますので、そういった無縁仏であろうが丁重にお祭りをしていっちゃんないかん。町長が埋葬する義務があるようなものはやっぱり入れっぱなしというわけじゃなくて、おりおりにはやっぱりお参りする。

そして、30年も待たにや入れっぱなしというわけにはいかんと思えますよ。また、30年というたって、おそらく出すことないと思う。どんどん増える。ですから、私もそうですけど、私の近くの方は皆そんなんしてますけど、納骨堂いっぱいになったら壺から出してさらしにきれいに包んで、お祭りをして土に帰してあげる。土に埋める。こういうようにしています。納骨堂らじゃ、これ今言ったもん、こんなもんこのスペースで40個も入りませんよ絶対に。そういうふうにしたらどうかというふうに思うわけですけど、そのためにまた220万もかからん。その半額くらいでありはしないかと。10年か一定の期間がしたら骨壺から出して土に帰してあげる。そういうようなことが1番じゃないかというふうに思います。

220万といえど町民の目線からしたらちょっと高い納骨堂というイメージが非常に強くないかというふうに思いますので、これは発注するときによく1回考えていただきたいと思うところであります。

また、場所はどこにするのか、それもわからないところですけど、この納骨堂やったら今、鎮魂の碑を建てているあそこにはこれくらいは収まらない、まあ微妙なところやとは思いますが。なので、そのあたりは町民目線に合うような検討をしてもらいたいと思います。

次に、焼酎蔵の件であります。今、町長から説明が何回も聞いたわけですが、あの白壁を活用する目的が後世に伝えていく耐震性があるかないか、これの利活用を巡ってのいわゆる私は耐震診断と思っていますので、そういう成果品が出てこなければいかんと。あれ、こういうふうに補強すれば保ちますよとか、もうこれは補強してもだめですとか、かっちりそういったものの成果品をもらわなければたったの500万といえども、教育長によったら1棟300万するし、4棟あるから1,200万よと。実際にはあの見積書には3棟しか書いてなかったわけですが、それにしても900万かかる。民間の業者に聞けば、とてもそんな500万ばあでやっていたらうちは潰れるというような話になってくるかもわかりませんが、要するにこの委託料の多い少ないじゃなくて事務所協会はできない、だからできない仕事はしないと思います。

けど、ほしいのは耐震診断がほしいわけよ、こちらは。目的が今も言ったように使えるか使えんか、耐震性があるかないか、どの程度あるか、こういうことだと私は思います。東京大学に直接受けるのは東大ということですがけれども、これは東大の腰原研究室が受けな実行はできない。その学生のアルバイトとして119万くらい組んでおります。これを52人で単純に割ったら2万3千円くらいの日当ということになりはしないかと。恐らくこれもどういうふうに、一般質問でも言いましたけど、どんなふうに協会と東大とが案分するのか、あるいはつまみわけして払うのか。学術研究前提ですので、いくらくれということとは言わんと思いますが、これは町長が既に決めていると。500万のうち半分やるのか、そこらあたりはわかりませんが、話は腰原さんとできているんじゃないかというふうに私は思います。ですから、目的は非常にえいとして、そのやり方がすっきりしない。こういう玉虫色のものを私まで言ったように委託契約じゃなくて、入札やって業者を決めて、東大の支援を受ければいい。

単純に言うたらこんなことです。

議長（岡村統正君）

西森君、簡潔に質問してください。簡潔に。

3 番（西森勝仁君）

玉虫色になるような契約を地方公共団体が結ぶことはおかしいと思うところであります。それだけ今、言いました質問は終わります。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

9 番（松浦隆起君）

今、西森議員からも質問があった重複しますが、その 21 ページの無縁仏の納骨堂の建立工事、これ先ほど西森議員もおっしゃってましたが、平成 18 年の議会で私が質問をいたしました。

それは先ほど西森さんが言われたようにあそこの墓地を使われている方から、あまりにも無縁仏の扱いが雑だという御相談を受けて、行旅死亡人の台帳等さまざまなことも含めて質問をさせていただいて、当時、西森議員は副町長でありまして、墓地公園の清掃等、先頭になって取り組んでいただいております。そのときに慰霊をする、きちっと墓石を建てるべきだと。墓地公園には 1 番下の段、行った方は知ってるかもわかりませんが、1 番下の段の 1 番右端奥にその当時までの無縁仏の方のお骨が納骨をされてる。ただ、納骨されてるといってもそのまま埋められた状態で印として石がいくつか置かれていてきちんとした慰霊の状態ではありませんでした。慰霊碑をきちっと建てるべきだということで、きれいな慰霊碑を建てていただいて、その当時、今は町長が変わっておりますからわかりませんが、その当時、越知町では年に 2 回、町長、副町長初め、執行部の方がきちんとお参りをしていると、だから佐川町もそうするべきだということでお話をさせていただきました。

ですから、あそこに慰霊碑があるということをお存じやったかどうかもありますが、この無縁仏の納骨堂を建てるのであれば、別の所へもし建てるなら 2 カ所になります。それを 1 つにするのか、今、西森議員が言われたように、130 の 130 だとすると、あそこにつくれないことはないかもしれない。そのへんをどう考えておられるのか、その存在を知らなかった職員さんもこの間お話しするとおりましたので、それを知らない状態でこれを進めているのかという、ちょっとびっくりしましたが、そのあたりをどう考えておられるのか。

それから 40 体ほどというお話でしたが、越知が同じようなこの納骨堂を御存じやと思いますが、つくられておりますが、越知の納骨堂がもう 40 体。ただ、越知は今ここで出ているように、石材ではなくて違う工法で建てられている。その工法で建てたほうがまだ安くなるのではないかという話もお聞きをしております。石でつくった場合には高さが出ると、災害が起きたときに、そのときに大丈夫なのかどうかということもあるというふうに少しお聞きをしております。ですから、40 体だとすると、今、お聞きすると 1 年にお一人、お二人だと 30 年、40 年、それが大きすぎる少なすぎるというのはあるかもわかりませんが、佐川町の石材店さんの中では通常は扱わない工事だというふうにお聞きをしましたので、そのあたり越知町の工法とこれが違うということも職員さんは御存じやと思えます。ですからそちらの方の検討もされたのかどうか含めてお聞きしたいと思えます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、平成 18 年当時の話につきまして、町有墓地の管理してる総務課とも話をする中で、今、そういう石碑というんですか、そういう、土に埋められたお骨を集めてお祭りしているというか、そういう場所があるということも私はこの話をする中で知りました。その場所につきましても、今、まだ決定をしておりますけれども、そういった所と合わせるとかいうことを含めて場所については慎重に検討していくという形にさせていただきたいと思えます。

あと、石材以外の工法につきましても、私も越知町のそういう納骨堂と言いますか、それも写真ですけれどもちょっと拝見をさせていただきました。そうやって石以外の工法でどうやってやるかということと合わせて、見積もりも町内の建設業者になりますけれど、出していただいて、どうかという検討もこの予算を上げる段階の過程の中で課内でも検討しました。

なかなか石、コンクリートといいますか、そういうところで建物を真四角状に建てて、その中でお骨を納めるときに柵をどうするかっていう問題もあって、なかなか石、例えばステンレスであるとかそういったものを使わないとなかなか耐久性であるかそういうものが難しいよという話もあって、トータル的にそんなに差異がないというところもございます。やはり石のほうで建てる方が耐震性云々

はあると思います。例えば、上に何を置くかとか、いわゆる装備の仕方っていうのはあると思います。今、一応、一応っていいですか、今、最低限の建て方ということでお見積もりをさせていただいております。この発注をする中で、再度どういう工法がいいかということとはもう一度検討させていただいた上で建立をしていきたいというふうに考えております。

9 番（松浦隆起君）

今、お答えいただきましたかね。その、今現在ありますが、もし、別に建てるとお参りを2回しなければならない、お参りするなら。それをどうするのか。それから金額的な部分はしっかりしていただければいいですが、今、例えば隠れているところであれば、すぐ横には普通の方の墓石もあります。ですから、石材店さんに私も少しお話を聞きましたが、これだけのものを入れる納骨となると高さが出てくる。高さが出てくると大きな災害のときには絶対倒れないという保証はできない。石の場合はボルトで留めるということとはできない。だからその辺を考えるともう一つの工法のほうが安全性は高いのではないかということもおっしゃられてましたので、その点も今一度検討をしていただいて、今も、今の場所とどうするのかということをお答えいただきたいと。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えします。基本的には今の場所の中で建立をしていきたいというふうには考えております。

9 番（松浦隆起君）

今の場所ということは、じゃあ今、記念碑が建っているところに新しい納骨をするならあわせてそこへ建てるというお話ですかね。

いずれにしても、墓地公園の管理は総務課だと思いますが、あそここの存在を知らない方もおられましたので、ということは草刈りや、また、年にお参りすることを、先ほど西森議員が言われたような、そういうことが適切にできている状態ではないのではないかと。ですから、いくらこういう建物、納骨堂を建てて納めても、しっかり町の代表として職員の皆さん、町長初め、お参りをしてきちっと祭っていくという気持ちがないと、これ建てるだけではだめだと思いますので、その点をこの機会にもう一度、提案をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

なぜ、言うかということ、あそこの今あるところの横に建てておら

れる方が私の知り合いで、その方がずっと草刈りを一緒にし、草を抜き、お世話をずっとしていた。町が何にもしないという状況がありましたので。今、そうなっているかどうかというのは私は見てませんが、その点も注意をしていただきたいと思います。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

5 番（坂本玲子君）

お伺いします。補正予算のページ 18 ページ、新型コロナウイルス対策費の中に、高度無線環境整備費として 2 億 1 千万の予算が組まれています。これを光ファイバー通信が町内どこでもできるようにするものという説明を受けています。これについてはいつ着手し、町内全域で利用できるようになる、すなわち工事完了予定はいつかお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。まず、いつ着手し、というところでありますけれど、こちらのほうにつきましては最初の補正予算の説明のときにも御説明させていただきましたように、民設、民営で行う事業者への補助金ということになっております。この、今回のこの補正予算につきましては、議決いただきまして、賛成いただきましたあとに補助事業者のほうと打ち合わせして着工の時期というのは決まっていくなかというふうに思っております。

あと、いつごろから利用できるかということでもありますけれど、その、補助事業者の工事の内容によりまして、こちらが確認しておるところによりまして、2022 年の 3 月を利用開始の予定、見込みとしておるといふふうに聞いております。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

1 番、橋元です。同じく、新型コロナウイルス感染対策の 2 次補正として組まれていると思いますけども、議案書の 23 ページ、保育の民生費の児童福祉費の 18 節のところにあります。保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 650 万が組まれています。1 次補正のときにも 50 万ほど各保育園に給付されたと思うんですけども、この中身についてお伺いしたいのが 1 点です。

続きまして、31 ページ、事務局費の需用費、ここに消耗品として

585万円組んであります。この内容についても具体的に御説明をいただきたいというふうに思います。

それから小学校費の中の、その下段の中の10番の需用費422万1千円。それから同じく旅費で436万7千円。

それから13節のところの使用料、賃借料で自動車等借上料263万円。同じ項目の中33ページの中学校費で同じように管理費の需用費10万の200万と旅費の606万。このことについて町民にわかりやすいような説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。補正予算書の23ページのところになりますが、保育所への感染対策経費につきまして、国の補正予算、2次補正でさらに保育施設1施設あたり50万円、それから保育が行っている事業の中で延長保育事業、それが1施設あたり50万円。そして一時預かり事業、これも1施設、1事業あたり50万円ということで、追加の感染防止対策ということで、国のほうから100%補助ということになっています。

町立2園、それから私立5園ということで保育施設は全ての保育施設の基本的に50万円というのは全施設と。それから延長保育、一時預かり事業については一部事業実施していない保育園がございますので、その分を除いた満額、1事業あたり50万円の積み上げで私立保育園に対しては補助金という形で、それから町立保育園については消耗品、備品ということで振り分けて計上させていただいております。以上です。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。まず、事務局費の消耗品ですけれども、マスクとか消毒薬等の消耗品のほう、学校のほうにも購入する予定ですが、その予備的なものと、社会教育施設、文化センター等で使用するコロナ関連の感染防止用の消耗品を予定しております。

それで、小学校費のほうにつきましては各小学校のほうに配備するというか、購入する予定の消耗品です。

中学校分につきましても同じく、佐川中学校、尾川中学校、2校の分の消耗品を予定しております。

特別旅費につきましては、修学旅行のほうのキャンセルした場合のキャンセル料がこの内容です。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 60 号、令和 2 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 60 号は可決されました。

日程第 10、議案第 61 号、令和 2 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 61 号、令和 2 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 61 号は可決されました。

日程第 11、議案第 62 号、令和 2 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 62 号、令和 2 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 62 号は可決されました。

日程第 12、議案第 63 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 63 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 63 号は可決されました。

日程第 13、議案第 64 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 64 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 64 号は可決されました。

日程第 14、議案第 65 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 65 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 65 号は可決されました。

日程第 15、議案第 66 号、令和元年度佐川町水道事業会計剰余金の処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 66 号、令和元年度佐川町水道事業会計剰余金の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 66 号は可決されました。

日程第 16、議案第 67 号、工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番 (西森勝仁君)

佐川町デジタル行政無線の工事請負契約の締結の議案であります。私はこの業者に落札業者に異議があるものでもありませんし、むしろ日頃からお世話になっている業者であります。しかし、この契約自体に疑義があるので、少しばかりお尋ねをするところであり。ます。

この前、このデジタル防災行政無線システム整備について、議員全員協議会でコンサル業者から説明も受けて、質疑もしたことでありますが、まず、支柱は既設のものを使うとのことで、多くの議員やいろいろな方が非常に不安に思ったことでありました。

最近の台風などの風は半端ではない。電力会社の電柱も折れる光景がテレビなんかで映し出されています。それに南海トラフ地震、これは歴史が証明しておるとおり必ず起こります。こうしたときに、無線は更新して最新のものになったとしても、支柱が折れたのではこれはもう何の役にも立たなくなるのではないか。今の支柱でさえ、もう 15 年くらい経っていると思いますが、これから施設を更新して、最新のものにして、そして 10 年も 20 年も使うとなると、安全性がとてもじゃないが、担保できると思えない。

議員協議会の説明の時にはこの支柱に対する責任、折れた場合、損傷した場合、その責任はコンサルが持つ、こういうふうに言っていたと記憶していますが、町長も確かコンサルから一筆もらうと。こういうふうに言っていたというふうに思いますが、町長は一筆もらっているのか。どうやって担保するのか。そしてまたこれに関して

いろいろ資料を見ました。どうも議員が説明を受けた時と、そのときにコンサルが言っていたことと違うようになっているのではないかと思います。

例を挙げてみますと、応札業者が特記仕様書の質疑で既設支柱に、今の物ですが、既設支柱あれを使うとなると、どんなにさび止めや塗装しても劣化がする。劣化を防げない、劣化が進行する。そして、強度補修による補償ができない。ですからこの特記仕様書を削除してくれと、こういった質疑が出されています。コンサル会社は責任を持って自分くでやると言っていたところが、この質疑では納入業者にその納入するときの強度計算をして、その結果、必要なら支柱の更新は実施をした業者が自分でやれとこういう回答をしています。

この説明は随分違いがありまして、無責任で話が違うと思います。災害時に支柱が折れて1番迷惑するのは町民です。それにこれは一般競争入札となっていますが、前回この庁舎と、あるいは文化センターの一般競争入札のときに、その競争の一般競争入札のメリットが生かされていないと私は指摘したところではありますが、今回もいろいろな制約、条件をつけて参入できる業者は限られてきている。いろいろ条件をつけすぎくらいあります。私はこういうやり方は大変疑問を感じています。町長、今後もこのように一般競争入札としながらも参加資格を厳しく絞り込んでいくつもりか。また、こういう絞り方をすれば、参加できるのはほんの一握りの業者になってくると思うが、これもこの契約もそういうやり方でやっているのではないか、お尋ねします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。コンサルが補償するという一筆ということですけども、一筆いただいております。

一般的に設計事務所との契約の中で、設計に対して瑕疵があった場合はしっかり補償しますというのが一般的な、どのような設計コンサル業務におきましても、設計事務所が負う責任としてそういうのが契約書に明記されてますので、それで問題ないというふうに思っております。契約書の内容につきましては総務課長から説明をさせたいというふうに思います。

支柱の問題について御質問がありましたが、この質疑回答書っていうのはホームページでも公開をしております。支柱に関する質問、疑義があった会社は1社だけになっております。それは日立国際四

国支店という会社になりますが、既設支柱は補修を施しても劣化に対する強度補修による補償はできませんので、削除をお願いしますという質疑でありました。これに対して役場としては納入機器、支柱につける機器ですね、支柱につける納入機器の種別によって強度計算、重さによって強度計算を行ってください。その結果、支柱の更新が必要な場合は受注業者の負担としますというふうに回答します。この回答は日立国際以外にも含めて入札に参加表明をした全ての会社が見てます。この入札のてんまつ書にも書いてありますが、日立国際のみ入札に参加をすることを辞退をしております。それ以外の4社に関しては入札に応じてるということは、この質問の回答で全く問題ないということで判断をして、それぞれ専門の工業者が判断をして入札に参加をします。応札をします。この契約予定、落札者である四電工に確認をしましたところ、全く問題ないと思っております。設計書上も一般的にこういう設計の内容になってますと。

これまでもいろいろ同じようなデジタル防災行政無線の入札に参加していますが、全然問題ないと考えております。補修が必要な支柱がもしあった場合は、しっかりと補修をしたいというふうに回答ももらってますので、町としましては現在の支柱を使う。これはまだ支柱を立ててから15年ほどしか経っておりません。鉄柱であります亜鉛メッキを施したしっかりとした鉄柱であります。私も現場に行って何本か確認をしましたが、全く問題ないというふうに思っておりますが、落札業者であります四電工も全く問題ないと。四電工以外にもあと3社入札に応じていただいておりますが、問題ないという判断で応札をしてくれておりますので、支柱に関しては全く問題ないというふうに判断しております。以上です。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（麻田正志君）

それでは私のほうからは、町長が先ほどお答えいたしました瑕疵

担保責任のほどにつきまして、契約書を見ながら御説明のほうをさせていただきます。

まず、瑕疵担保責任につきましては、民法の改正によりまして4月からその呼び名といいますか内容が、契約不適合責任というふうになっております。契約書の中の契約不適合責任といたしまして、発注者、佐川町になりますけれど、引き渡された成果物が種類または品質に関して契約の内容に適合しない物、契約不適合であるときは受注者に対して成果物の補修または代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができるというありまして、また、別の条項によりまして、発注者の損害賠償請求等というのがあります。発注者は受注者が次の各号にいずれかに該当するときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができるということになっております。その中の1号に先ほど言いましたこの契約の成果物に契約不適合があるときという条項が盛り込まれておりまして、その内容によりまして、その受注者のほうが責任を負わなければならないという場合がある旨を契約書のほうに記載をしております。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

9番（松浦隆起君）

先ほど西森議員も言われましたが、議員協議会で設計のコンサルの業者の方が来られて、同席のもとで説明を受けました。先ほど、話が出てましたが、永田議員のほうから既存の支柱を使用することは通常はあまり多いとは言えないと。果たしてそれに何かがあったときには責任をどう持つのか。業者の方に、業者さんのほうでしっかり責任を持つのかという問いに対して、持ちますというふうにはっきりと明言をされて、それなら署名を一筆をしっかりと町長交わしておいてくださいという申し出をされたと思いますが、それはすこぶる普通のことであって、そのことをお聞きをしていた町長がそれを交わしていないというのはどういうことなのかお聞きをしたいと思います。

それから、今、瑕疵担保責任等の瑕疵があれば受注者が責任を持つとなっていると町長言われておりましたが、この仕様書を見ると、業者の方は自分のところが責任を持つというふうに我々は皆さん捉えたと思いますが、そういうふうに言われておりながらこの仕様書では、支柱、暴風、地震の自然災害に対して十分な強度を有するこ

と、そして支柱の補修等をこれは施工業者が行うという仕様書にしているわけです。これを見ると非常にあのときの説明が正直なものではない「自分の所がこの支柱が何かあったときには責任を持つかね。」という質問に対して「持ちます。」と言っておきながら、この仕様書では施工業者が責任を持つという仕様書になっている。

先ほど受注者に瑕疵があればという、なっているという町長のお話でしたが、この進め方であればコンサルの業者の方に瑕疵があるということにはなりません。これはこういう仕様書をつくっているわけですから。だけど、議会のところでそういう話が出て、「私どもが責任を持ちます」と言っておきながら、そうではない、こういう仕様書にするというのは、これは信頼という部分で私はいささかどうかと。先ほど西森議員が言ったように、落札した業者さんがどうではなくて、このもともとの設計自体が本当に適切なかどうか、私は疑義を感じます。ですから、この点について町長はどうお考えになられたのか、そしてあの場で一筆を交わそうねと言われても交わしてないことの理由、それからそう言っておきながらこういう仕様書になっているということについてどのように捉えておられるのかお聞きします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。一筆を交わすという話につきましては契約書の中で明記をされておりますので、一筆交わす必要がないというふうに判断をして、契約書、契約の内容でしっかりと履行できるという判断をしましたので、御理解をいただきたいと思います。

設計事務所が責任をとるということにつきましては、仮に、今回の入札で応札する事業者が1社もない、どこの工事会社も応札をしないような設計をした場合は、当然、設計事務所の責任になります。今回は、設計書の内容で応札したところが4社あります。「あの設計内容でできます。」という宣言をして応札をしてくれてますので、その部分では設計事務所の問題はありません。

ただ、実際に工事に入っていくまして、設計者は管理的な立場で仕事にもかかわってもらいます。工事会社と協議をしながら仕事を進めていきます。工事会社が調査をした内容が設計書と仮にすり合わない部分があった場合は、お互い協議をしてどういうふうに内容を変えるのかっていうのは協議をしていきます。ただ、その協議の中で設計者が自分の意見だけを通して、工事会社の話の聞かなくて、

設計者のとおり、このとおりやればいいんだということでやった工事に対して何か問題があれば、それは設計事務所が工事内容についても責任をとるということになります。そういう意味で、あの設計書に関しては全く問題ないというふうに判断をしております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

今、町長は一筆を交わすというところ、契約書の中に含まれているので交わさなかったと言いましたが、この既存の支柱が倒れたときに責任を持ちますとコンサル業者が、当社で、弊社で責任を持ちますということがこの契約書の中に含まれているのかどうか、そのことをお答えいただきたいと思います。

それから、先ほど、1社だけが、1社だけがというお話をされていますが、この業者の方から出された質疑の中を見ると、広く全国に普及している方式でやらせてもらいたいと。ということはそういう方式ではないということです。1社でもそういう声があるということは、これは広く入札できる、そういう方式なのかどうかということをお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。仮に鉄柱が設計の内容が原因で、設計事務所が取らなければいけない原因で倒れたということにつきましては今の契約書の内容で損害賠償を請求できます。そういう判断をしましたので、今回一筆を交わしてはおりません。

質問書の内容がありました、広く採用されている方式ではないので、その件につきましては担当の総務課長に説明をさせますが、ほかの質問につきましては少し説明をさせていただきたいと思います。

その、日立国際、入札に参加を辞退をした日立国際電気の四国支店がこの内容について、高知県防災行政無線システムとの連携は県防災納入メーカーのみ対応可能なため、仕様削除願います。同報系と移動系を切り離し、分割発注していただけますようお願いいたします。というふうに書いてます。コンサルのほうにこのことを何回確認しても全く問題なくできるはずだという。県防災納入メーカーのみ対応可能なため仕様削除願います。ということ、このことにつきまして日立国際電気の本社に確認をしました。本社は技術的にできますという回答をいただきました。本社でできると言っているこ

とをなぜ支店ができないというのか私には理解できませんが、事実と反することを伝えてくる会社の内容を全てうのみにして正しいということは役場としては判断できない。この防災行政無線システムというのは住民の命や安全安心を守る大切な施設になります。とても大切な施設になります。そのことを役場も十分理解をして担当者が一生懸命どこかに漏れがないのかということを実際に一生懸命仕事をして仕様書の内容、今回の入札について真摯に仕事に取り組んできました。私は、職員がしっかり対応してきたことに関して自信をもってこの入札も行いましたし、今回、議案として提出をさせていただいておりますので、何とぞ議員の皆様、御理解をいただきたい、御賛同いただきたいと思っております。以上です。

総務課長（麻田正志君）

それでは私のほうからは方式について御説明のほうさせていただきます。今回、議案として上げております防災行政無線につきましては同報系と移動系という方式を採用しております。

この同報系につきましては今現在の佐川町の防災行政無線と同じ方式になっておりまして、これはもう広く一般的な方式ということになっております。

あと、移動系のほうについてでありますけれど、こちらの移動系につきましては先ほど町長も申されておりましたが、こちらのほうにつきましては自治体間で移動系のメーカーが違うということは当然想定されるということで、しかし、災害時の応援等で使用する場合に通話できないのは問題があるという点につきまして、全国のどの自治体でもその規格であれば通話できるよう、総務省がTの79という規格を設定しております。佐川町の今回のこの移動系の規格はTの79でありまして、県の移動系の規格もTの79ということなので、佐川町の規格で通話は可能であるということになっております。このことにつきましてはT79同士の異なる製造者の無線機を使った、移動局間直接通信による相互接続について北陸総合通信局の調査検討会で報告されたその内容において検証も行われておりまして、手動選択方式の場合においては相互に接続ができるという確認されておる報告書も出ておりまして、この移動系のほうにつきましても佐川町のTの79というのは一般的な方式であろうというふうに考えております。

9番（松浦隆起君）

町長の答弁は少しまっすぐ答えていただいておりますが、業者名、メーカー名、私の場合一言も言っておりませんので、ある業者名を言ってそういうお答えをするのは私はどうかと思いますが、それから職員の皆さんが一生懸命されていることは当然理解をしておりますので、そういったことを言ってるわけではなくて、こういう疑問が出ること自体が、出たときにどういうふうに対応されてますかということをお話をしたわけで、何か特別な感情があって今、申されてるような感じもしますが、こういうことが、疑問が業者の方から出されることに対してしっかりと対応することが必要なことであろうと思います。

最後にもう1点だけお聞きしますが、私が1番引っかかっているのは議員協議会の中でああいう発言を業者の方がされて、そしたら、「支柱が倒れたときにはあそこの会社が責任を持つんだな。」というふうに私は理解をしておりました。ですが、この仕様書ではどうもそうではないように考えておりますが、支柱なんていうのはいつも防さびで外塗っておりますから、そこだけ見て「ああ、これは大丈夫やな。」なんていうのは大きな間違いで、立派な柱が今回、台風10号でも倒れております。ですから、最後にしますが、万が一この工事をした後、既存の支柱が倒れたとき、その責任はどこが持つのか、どこの業者が持つのか、それを最後にお答えください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。万が一倒れた場合は、なぜ倒れたかというものの原因究明をしなければいけません。その原因究明によってどこが責任を取るかというのは決まってくると思います。今、この場でどこが責任を取るとは言い切れませんが、一般的には工事をした後につきましては、工事をした、請け負った会社が責任を持つということになると思います。ただ、設計事務所に設計者に明らかな瑕疵がある場合、取らなければいけない責任がある場合は設計者が責任を取らなければいけないというふうに思います。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

12番（永田耕朗君）

だんだん意見が出ましたが、この件、この防災無線に関しては私も昨年12月の一般質問から始まって、再三いろいろな意見を申し上げてまいりました。

そして、今回、疑問に感じておるのがいくつかあるわけですが、まず、昨年12月の町長の答弁を見ますと、「メーカーを特定するような記載があるとそこしか応札できないことになる。そうあってはならないということでコンサル担当課長には私のほうから指示をしっかりと出しております。現在の設計で、入札に応札できるメーカーは8社程度あります。コンサルのほうにしっかりと確認をして抜かりのないように設計をするよう指示をします。」と、こういう答弁をいただいております。しかしながら、今回、この一般競争入札にもかかわらず、メーカー8社のうちでメーカーは3社しか参加できておらない。あと1社は工事業者であります。町長が4社の応札があったと言われましたけれども、国内8社のメーカーの中で3社しか入札に参加できない。残りの5社は入札に参加したくてもできない設計仕様書ということで、参加できておらないんじゃないかと私は考えておるところであります。

そして、もう1点は、強度の保証というものがなされてない。本来、設計コンサルは強度計算をしてしっかりした設計をするべきと考えるわけですが、今回は強度計算がなされてない。保証のあり方が曖昧であるということで、先ほど設計に問題がないと町長が答弁されました。そして、受注者に請求をするということでありますけれども、愛媛県でもこの古い支柱を使った防災無線がわずか5年でやり替えをしたという事例があります。そうなったときに今の受注者が5年先に保証するということはまず考えられんと思います。今の工事の期間だけの保証ではないかと私は考えますが、この責任の所在というものをしっかりとらきりしておかなければならないんじゃないかと考えるわけであります。

この、ただいま申し上げました町長は自信をもって8社が応札できるように私のほうからしっかりと指示をすと言っておきながら、実際、一般競争入札にもかかわらず、メーカーが3社しか参加できないような設計ではなかったのか。これは、もし、いろいろな問題が出たときには調査をするようなことになりはしないか。残りの5社がどうして参加ができなかったか。一般競争入札にもかかわらず、参加できておらないというのは、非常に大きな疑問を感じるころであります。答弁を願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。メーカーが入札に参加しない理由は

わかりません。なぜ、入札に参加しないのか。これはあくまでも推察、憶測でしかありませんが、今、日本全国いろいろなところでデジタル防災行政無線に更新をする仕事をしております。

今回、入札に参加しない会社でとても忙しくて対応できないというところがあったことは事実です。ただ、全てのメーカーがそういう状況であるかどうかはわかりません。今、日本全国、自治体で入札されておりますデジタル防災行政無線に全てのメーカーが入札に参加してるかどうかはわかりません。けど、そういうことは恐らくないであろうというふうに思います。調査が必要だというふうにおっしゃるようでしたら、議会のほうで調査をいただいても結構かなというふうには思います。ただ、設計書に関しましては全てのメーカーが入札に参加できるという内容になっているとコンサルからもしっかり説明を受けておりますので、その点に関しては全く問題はないというふうに思っております。

あと、保証につきましては四電工は設計書に記載されてある内容、全て理解をして今回落札をしてくれております。四電工もしっかり責任を持って、何か問題があった場合は補償してくれるという話を聞いておりますので、全く問題ないというふうに行政としては、役場としては判断をしております。以上です。

12 番（永田耕朗君）

今回、コンサルに基本設計、実施設計で1,200万近いお金が支払われておるわけでありますが、これで今までの状況を見たときには、コンサルになんら責任がない、そのような設計になっておろうと思えますが、この点は町長は本来、コンサルが責任をもって管理をするべきじゃないかと思えますが、施工業者に責任を放り任せておるというような内容ではないかと思えますが、町長はこの点どのように判断をされておるのか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。コンサルに全く問題はないと、保証すること、責任をとる必要はないということは私は今回の答弁の中でそういう説明はしておりません。設計事務所、コンサルが取らなければいけない事案、内容がありましたらそれは当然コンサルに責任をとってもらうことになります。だから設計事務所はコンサルが責任を取らなくていいということではありませんので、御理解をいただきたいなというふうに思います。以上です。

12 番（永田耕朗君）

解釈がそれぞれ、人それぞれ違うわけではありますが、先ほど町長が答弁で3社しか、メーカーが3社の応札に対しまして、残りの5社がどういう原因かわからないということをおっしゃいましたが、普通、常識に考える場合は、どこにも、今、全国的にそういう防災無線の更新が行われておるということであって、メーカーも忙しいという判断のような答弁であったかと思えますけれども、各メーカーはそれぞれ四国、あるいは高知、各地域に支店があるわけでありまして、仕事があればそれは応札したい。どこのメーカーもそれは本音であります。しかし、今回その5社が参加していないということは、ただ、忙しいという町長の判断だけではなかろうと私もは考えるわけでありまして、どうも、そのコンサルの設計によって入札に参加できないメーカーが5社あって、4社の応札ということでありまして、四電工は工事会社でありまして、メーカー3社ということは、日本国内のメーカー4割にも満たないもので一般競争入札がされたということは設計の方にも問題がありはしなかったかと私は考えておるところであります。

町長として今、少しこの問題が混乱をしておる元をたどりますと、移動系と同報系と今回2つの事業を一括発注したいということで、その同報系というのは県の防災無線と連携を取るということを最初から言われておりまして、当然この移動系につきましてもは県の防災無線の主要メーカーであります、日本無線のメーカーと連携するべきであらうと思っておりますが、ほかの各自治体におきましてはこの移動系の機器につきましてもは2千万前後ということでありまして、これは随契で買い取りをしておる。そして、同報系について入札をしておる。そうすることによって各メーカーが参加ができるというような方式で県内の自治体もそういう方式でやっておるわけでありまして、今回、佐川町の場合は一括発注ということでこういう結果に至ったのではないかと。一括発注によって経費の節減というようなことを言われる職員もおりましたけれども、それだけではなくて、やはり私が最初から申し上げてきました公平公正な入札、より多くのメーカーが参加をして入札をするべきじゃないか。これだけ大きな事業でありますので、偏ったコンサル、偏った設計によってごく一部のメーカーによっての入札ということに対して疑問を感じて今に至ったわけでありまして。

ぜひともこういったことは町長も賢い人でありますけれども、近隣の町村の自治体のやられ方、また県下あるいは全国的なやり方も一応、把握をしながら、ただ、自分が特別なやり方をして、それが正しいかということそうではない部分もありはしないかと。今回は今になってこれは町長の決定したことになりますけれども、一括発注ということが今のこの問題の延長線上にあるのではないかと考えておまして、意見として申し上げておきます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12 番（永田耕朗君）

反対の立場で討論をさせていただきます。私も防災行政無線の更新は必要であると考えているものでありますが、そしてまた、今年度の補助事業ということも認識をいたしております。しかし、今回、このコンサルの設計は古い支柱を使うということで、強度の保証がなされておられない。強度計算、支柱の更新が必要な場合は受注業者の負担と書いてあります。本来、コンサルがしっかり強度計算をして設計をするものであると思うが、それができておられないと考えるものであります。

1,200万近い設計委託料で、何も責任を取らないコンサルの食い逃げではないかと考えるものであります。鉄塔の再利用はごくまれと聞くものであります。2億3千万の事業で古い柱で大丈夫か疑問を感じるころであります。しっかりした設計をコンサルにやらすべきではないかと考えるものであります。

今回のような契約については首長のみの判断に任せず、二元代表制のもと、自治体の相対である首長、議会の双方が意思決定すべきと考えるものであります。強い台風、大きな地震に対応できる設計工事をするべきと考えるものであります。コンサルに対して設計の見直しをさせるべきではないかと私は考えるものであります。議会、そして議員の皆様方の良識あるご判断を願うものであります。

議長（岡村統正君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 67 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 67 号は可決されました。

日程第 17、議案第 68 号、工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番（松浦隆起君）

J R 客車の周辺工事についてお聞きをします。先ほども入札の件でさまざま質疑を行いました。この地方自治体における入札というものは本来より良い物、そしてそれをより安く、そして、適正な工事を適正な価格、そういったことで契約を行うということが目的でありまして、会計法の中においても契約を行う場合には競争を付するというふうに書かれております。つまり、この競争原理が働かなければならないのがこの入札制度でありまして、しかし、この今回の入札率を見ると 3 社、1 社が 99.89%、そして 99.59%、落札された業者が 99% と非常に高止まりをしております。要は 1% の中に 3 社が入っている。この予定価格、6,757 万 4 千円の 1%、67 万 5,740 円になります。この 67 万 5 千円のその枠の中でしか競争ができてない。この状況をみると。それが果たしてそういった予定価格が適正なのかどうか。これ非常に私は疑問に思います。

こういう価格で業者さんが入札せざるを得ないと、そういう予定価格であったとしたらつまりこの設計金額が適正であったのかというふうを感じざるを得ません。この点について執行部はどのようにこの入札率についてお考えなのかお聞きをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。入札担当課は総務課になりますので、その入札の落札率等につきまして総務課、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の J R 客車収容施設のほか周辺整備工事につきましては、今、

松浦議員御質問のとおり落札率は99%というような結果になっております。この、予定価格につきましてはこれも御質問のとおり設計金額の価格を予定価格ということにいたしております。

この落札率につきまして過去に議会のほうに上げて議決を求めた契約案件が数件ありまして、その落札率のほうを参考までに言わせていただきますと、平成27年度に佐川町立学校施設非構造部材耐震化及び耐震補強工事ということで佐川小学校のほうの工事をやっております。これの契約議案を上げております。このときの落札率が99.88%という落札率でございました。そして、平成28年度に集落活動センター、加茂地区と黒岩地区の2つをやっております。こちらのほうも議会の議決をいただきたいということで、議会のほうに工事請負契約の締結についてという議案を上げております。こちらのほうにつきましても黒岩地区の集落活動センターの新築工事のほうにも落札率は99.58%。そして、加茂地区の集落活動センターの新築工事におきましても99.08%というような結果になっております。

そして、過去のこの工事請負契約の締結ということで挙げらしていただいたこの議案のときの工事の落札率からみれば今回も99%ということで飛び抜けて高いというような結果ではないというような、この落札率だけを過去のがみればそういうふうに思います。以上でございます。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。予定価格について設計額になってございますので、設計をいたしましたチーム佐川のほうからお答えをさせていただきます。設計につきましては建築のコンサルに委託をしまして、設計をいただいております。

設計の内容につきましてはおかしなところはないというところで、検査も終わっておりますので、問題はないと考えております。以上です。

9番（松浦隆起君）

その入札率については町民の皆さんの感覚と非常にかげ離れていると思います。今、総務課長から4年前、5年前の話をされておりました。そのときに高い率で議会の皆さんは何も言わなかったでしょうと。そう取らざるを得ないふうに取りました。そうでなければあえて出す必要はない。しかし、過去にそういうことがあったとしても、だからこそ見直していく、より良くしていくために執行部の

皆さんと我々議会は二元代表制であるわけで、過去にそうだったとするならば、なおさらそのことを是正をしていく、本当に正しかったのかどうか、検証していくことは必要であろうかと思えます。

近年、この近ごろは入札率、非常にだんだんと下がってきている。例えば、先ほど質問させていただいていた、例えばこの防災行政無線、これは84.46%。こういう落札率になる予定価格がある一方で、99%という高止まりをしなければならぬ予定価格が本当に適正なのかと。この適正なこの設計金額のもとに行うことがひいては業者の皆さん、また、財政にとっても非常に良いことであるわけで、この状態を良として我々議会も問題ないだろうと、過去に99. なんぼも通してるじゃないかと、そんなことを言っていたらひとつも良くなりませんよ。議会のチェック機能が働いているのかと。そういうふうに町民の方の感覚から言えば言わざるを得ない。

ある方はこう僕に言いました、町民の方は。今どき99なんていう額で、佐川町ではそんなことが存在してるのかと。今の時代はしっかりと入札についても適正な形で予定価格を組んでやっている。そういうおっしゃる方はおりました。ですから、私はもう一度この設計をやり直して、その上で競争原理がしっかり働けるような予定価格にして私は行うべきだと思います。

先ほど総務課長から過去99. いくつと出されましたが、そうであるならばなおさらそのことも含めて、今一度、見直すという姿勢は必要じゃないですか。我々議会もそうです。これを何も言わずそのまま「はい、賛成」と手を挙げているようじゃ、町民の方の負託を受けてるとは言えない。ご認識お伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。決して過去の落札率でどうのこうのということをおもう言うたわけではないということをおまじ御承知いただきたく思います。そのようなふうにごじられたということやったらそのことをお詫びいたします。

そして、この入札についてでありますけれど、予定価格は先ほども申しましたように設計価格どおりやっております。そして、今回のこの件につきましては、一般競争入札ではなくて指名競争入札ということで、町内の建築の関係の指名願いの届け出を出しておる全ての業者の方を指名させていただいて、この入札を行っております。一般行政、防災行政無線のように広く町内、町外を問わず入札を行

った場合は落札率が下がるというような傾向がございます。ただ、現在、佐川町といたしましては町内業者の方でできるこういう入札につきましては、町内業者の方で指名して行うというような方針でやっておりますので、この入札の方針自体につきましては現在のこの町内業者でできる工事等につきましては町内業者でやっていくという方式をそのままやっていきたいというふうに考えております。

9 番（松浦隆起君）

入札方式がどうか、町内業者がどうかということは僕は一言も言っておりませんよ。競争原理が働くような予定価格、設計が適正であるのかどうか。先ほど冒頭でも言いましたが、1%ですよ。67万5,740円の中でしか競争できてない。その予定価格というものは適正なんですかと、設計が。それはもう一度見直すという姿勢も必要ではないでしょうか。その上で、いや、この設計は適正なんです。その中で、競っていただいた結果なんですということであればそれで結構ですが、過去にも今おっしゃられたように99. というのがいくつか議会も承認をしてきた。そうであるならなおさら予定価格、設計のあり方というものを考え直す機会にしたらどうですかということ言ってるわけで、入札方法とかどうか、町内でできる仕事を町内業者の方を指名することは当然なことであって、そんなことを言ってるわけではありませんので、違う答弁をしないように。もう一度、誰でもかまいませんがお願いします。

町長（堀見和道君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。町として設計業務を委託をした設計事務所、発注者の代理人になりますが、その設計事務所が適切に仕事を行って出した設計書に記載されている金額であります。この予定金額が適正に出されているものだというふうに判断して受け取っております。以上です。

12 番（永田耕朗君）

先ほどの総務課長の答弁、驚きました。99%が高い価格でないという答弁をされましたが、今の佐川町はそういう考えでありますか。総務課長から99%が高くないというような認識は町民がびっくりしますよ。町長、その今の総務課長の99%が高い価格でないという認識、それは町長も同じでありますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私は99%は高くないっていうふうに

は思っておりませんが、総務課長も今、緊張しておりますので、多分言い間違いをしたんじゃないかなというふうに思いますが、もし、総務課長のほうで訂正があれば、この場でしっかり訂正をしてもらいたいというふうに思います。私は99%が高くないというふうには思いません。以上です。

総務課長（麻田正志君）

私のほうから訂正をさせていただきます。99%はその落札率だけをみればこれは高いというふうに自分のほうは思うております。ただ、過去の事例でこういうのがありましたと、その落札率とただ比較をただけの答弁でかなり言葉が足らずに本当に申し訳ありませんでした。落札率自体は、今も冒頭に言いましたように99%は高いというふうに考えております。以上です。

12番（永田耕朗君）

今、この99%の今回の落札率に対しての質疑をしておるわけでありまして、総務課長がしきりに以前の数字を出しておりますけれども、それは関係ないことでありまして、私どもも今回の落札業者が町内業者ということも認識をしております。当然、それ町内で仕事をすべきということで考えておりますけれども、99%というのはあまりにもやりすぎじゃないかと。こういった数字が出てくると執行部も、また、議会も迷惑をする。あまりにも業者のやり過ぎ。99%は。そう考えております。やはり、これからそういった指名業者に対しても役場のほうから指導なり、そういうことも議会のこういった意見も伝えるべきじゃないかと思っております。やはり、今回こういったことで嫌な言葉を町内業者に対していろんな議論をしなければならぬということには私たちの立場としてもつらい立場であります。しかし、執行部も議会も今回この99%という数字は、やはり迷惑、迷惑をかけておると感じております。

この入札に対して、副町長、副町長は立会をされておりますが、長い県庁での行政経験がおありであります。今回の99%の落札率に対して副町長は適切かどうか、その適切とお考えなのかどうかお答えをいただきたいと思っております。

副町長（中澤一眞君）

お答えを申し上げます。今回の先ほど来御質問がございます落札率に関して、99という数字自体はそれはやはりその数字の絶対値をみればこれは決して低くない。かなり高止まりしているなというの

は私も同じように印象として持つのは事実でございます。

ただ、先ほど冒頭に総務課長がお答えをいたしましたように、先ほど、この前の議案でございましたデジタル防災無線、ああいった機器の購入プラス工事というような工事と、今回のようなJR客車のような建物を建てる、あと土木工事であったり、さまざま工種がございます。それによって、私、立会をしておりましてもやはり工種によってどうしても最低制限価格というのがありますけれども、最低制限に張り付いてそこでくじ引きで落札者が決まるという工種というのがやはりあったり、それから今回のような建設工事っていうのは、特殊性、内容にももちろんよるんだらうと思いますが、どちらかというところと予定価格に近い価格に集まる、そういったような傾向があるかと思えます。これはしかし、いずれにしても、私どもが工事の積算をする、工事費の積算をするときに専門のコンサルがあつて、決まった積算単価というのがありますので、それを専門のコンサルが積み上げて設計金額として、私どもに提出を、成果物としていただきます。

で、昔は、昔はという、もう今そういうことはないですけど、昔はその設計金額に対して入札をするときの予定価格を決める際に、なんと申しますか、調整をするということが昔はございました。ただ、今はもう基本的には設計金額、その基本的にやるということで、そこにその、なんと申しますか、主観が入る余地がございませんので、なんと申しますか、決められた単価で積算されたものを予定価格とし、一定の最低制限という幅の中で競争をし、入札をされた、その手続き自体に全く瑕疵はない。結果として高止まりという印象を受けることは事実でございますが、この結論に関しては適切に執行された結果というふうに考えております。以上でございます。

12 番（永田耕朗君）

当然それは入札ですき瑕疵はないと、それはそういう判断でありましょうけれども、立会人として99%が適正かどうかということを私はお伺いしたわけでありましてけれども、設計単価が適正かどうか、これわかりません。私どもには。

そして今回検証してもらいたいのは業者が高止まりなのか、設計コンサルが設計単価がきつすぎるのか、そこら辺も検証しなければならないんじゃないかと思えます。

やはり、その、今回いろんな部分で最低制限価格も非常に高い。

90%というような設定になっておりまして、この制限価格は町長の一存で決められるものかと思えますけれども、全て状況を考えたときにいろいろ町民が疑念を抱くようなことが重なってくるわけでありまして、やはり先ほども申しましたけれども、このようなことがくると、町長も迷惑を受けちゃあせんろうかと思えます。こういうような99%の落札率いうたら、町民に対しての説明が困りますよ。私どもも99%の落札、「あれが議会が通るかよ」と町民に聞かれたときには私どもは返す言葉がない。それが本当であります。

やはり今回こういったことが起こったということは、総務課長も先ほどの答弁も含めて、少し検証をするべきじゃないかと。どこに問題があるか、原因がどこにあるかということを検証すべきだと思います。以上です。

副町長（中澤一眞君）

先ほど、松浦議員からも同じ趣旨の御質問であったかと思えますけれども、やはり今、実態として今回、提出をしております建物の工事費の落札率が高いというのは事実、続いてきておりますので、ただ、その積算自体は申しあげましたように決められたルールによって積算をしているものですので、基本的には問題はないと思えますけれども、ただ、おっしゃったように予定価格、積算価格が低くて業者さんに逆に御迷惑をかけていると、こんなもんなかなかできませんよというような、そういったような課題があるということも考えられないわけではありませんので、そういう意味でこの予定価格の設定というのが少し状況、さらに分析をした上で必要な、見直しと言いますか、見直しができるかどうかというのは非常にある程度決められたルールの中で動いてる作業でございますので、余地があるかどうかということも含めて、少し検証してみたいというふうに思います。以上です。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午前 11 時 36 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

先ほどの松浦議員、そして永田議員の御質問とかなり重複する部分がありますけれども、私も声を大にして申し上げたいと。このJR客車収容施設ほか周辺整備工事、これはこの6年、7年間、待ち望んできた事業でありまして、ようやく実現するかという思いで、感無量の思いがするところであります。しかし、この入札は何か釈然としない。私は完全におかしいと思っています。以前、町外の業者の方でありますけれども、箱物の利益は、利益率のことですが、非常に高い。こういうのを聞いたことがありますけれども、それは別として、この工事は現場としましては道ちかでありましてフラットなところ。工事の難易度は決して高いとは思わない。それなのに最低制限価格を90%の設定にし、しかも落札率たるや99%であります。

町長も1級建築士の資格を持っているようではありますが、このような落札価格が100%に近いというような設計はこの設計自体に問題がありはしないか。先ほどの答弁を聞いてみますと、問題があるような認識はないようではありますが、私はこの設定金額に無理がある。あるいはこのような改善なく応札金額が100%に近づき、松浦議員の指摘もありましたように競争の原理が失われるということであればこれは業者側に問題がある。そう思わざるを得ません。

総務課長の説明には過去何回も高止まりがあって問題ないような答弁もあって、少し訂正もされたかと思いますが、昔はこういうのがいっぱいあって、それぞれ全国の市町村で談合だのなんだのというような問題があったわけであります。それを現在は、全国津々浦々と言っていいと思いますが、地方公共団体では改善をされているところでもあります。こういうような中で入札が行われて、しかも町内業者の中、なぜか2社が辞退をしている。せざるを得ないような状況になっている。こういうことでは議員として住民の負託に答えられない。そして、町財政へ与える影響も大きいと思うが、町長はなぜこんな高止まりになったと思っているのか。

また、先ほど説明もありましたが、設計業者の選定に問題がなかったのか。設計は問題がないという町長の認識の答弁があったわけではありますが、私は理解できませんし、納得もできない。こんなことでは町民に「おかしいがじゃないかよ」とか聞かれてもどう説明

していいのかわからない。不利益をこうむるのは町民です。こんなことでは、世間一般で言う言葉を借りれば「一回顔を洗うて出直してこい」こういう思いです。いかがなものか御答弁を願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。なぜ高止まりになってると思うのかということは私も理由はわかりません。はっきりとこれが理由だと言いつけるものはありません。あくまでも一般論として言いますと建築の入札はわりと予定価格に近いものがあったり、あと、予定価格に全然合わなくて、どこも応札をしないという場合もあります。

近年でも高知市内のほうで入札がありました案件につきましても全然落札者がいないということで、設計の見直しをしたということもありますが、土木のほうは、土木に関しては単価が全て決まっています。その単価を入れます。建築は決まった単価を入れるものもありますが、決まってないものがあるって、その都度、その都度、見積もりを取って設計書をつくっていくというプロセスになります。決まった単価がありませんので、そのときそのときの情勢、材料費であったり、労務費であったり、仮に半年前につくった設計書が今、この入札の時点では全然単価が合わない、金額が合わないということも起こり得ます。

今、コロナの影響もあって、なかなか衛生器具、建築の資材が調達が難しいという話もあります。そういう場合は単価、コストは高めに出ていってしまいます。ですから、設計書を括ったときと入札をするとき、少し時間的な差がありますと、そういう部分で適正な予定価格だったものが今、なかなか適正でないということもあるかもしれません。あまりにも乖離が大きい場合は、入札の段階で物価に合わせて単価を見直すということも、実は契約書の中には書かれております。

ですから、一概に何が原因で高止まりになったかということはいえませんが、決められた予定価格の中で適正に入札が行われておりますので、行政として執行した入札は適正だというふうに考えております。

設計事務所の選定につきましても問題があったんではないかというお話でしたが、この設計事務所、THINK建築設計事務所になりますが、斗賀野集落活動センターの設計もしてくれております。斗賀野の集落活動センターにつきましても、地元の晃立さんが工事を

やってくれましたが、すばらしい設計をしていただいて、工事も素晴らしい工事をしていただいて、斗賀野地区の皆さんには大変喜んで斗賀野の集落活動センターは使っていただいているというふうに思っております。

ですから、これまで佐川町として依頼をした仕事はしっかりと設計をして管理もして、地元の皆さんに愛される建物を設計をしてきているという意味では特に問題がある設計事務所とは思っておりませんので、御理解をいただきたいと思えます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長の答弁によると設計事務所、あるいは設計内容、特に問題があるとは思っていないということで、それはそれで了解をしますが、こんな高止まりの入札が今後、横行することのないよう、しっかりと適正で公平な入札、フェアな入札が執行できるよう、しっかりと管理をしていってほしいと思えます。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 68 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 68 号は可決されました。

休憩します。

休憩　　午前 11 時 45 分

再開　　午前 11 時 46 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 18、議案第 69 号、工事請負契約の変更契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 69 号、工事請負契約の変更契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 69 号は可決されました。

日程第 19、議案第 70 号、物品購入契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 70 号、物品購入契約の締結について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 70 号は可決されました。

日程第 20、発委第 3 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、を

議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務文教常任委員長（邑田昌平君）

（以下、発委第3号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」朗読）

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第3号は可決されました。

日程第21、発委第4号、妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（藤原健祐君）

（以下、発委第4号、「妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書」を朗読）

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第4号、妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第4号は可決されました。

日程第22、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありません。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

本定例会におきまして提案させていただきました、令和元年度一般会計決算の認定につきまして、また、その他の会計の認定につきまして、全て御認定をいただきまして誠にありがとうございます。

また、令和2年度一般会計補正予算を含め、各予算、各会計の補正予算につきまして、また、契約案件含め全ての議案につきまして御決定をいただきまして誠にありがとうございます。

デジタル防災行政無線の契約の事案につきましては、永田議員初め執行部に対して反対の立場から貴重なアドバイス、意見をいただきました。鉄柱が倒れたらどうするんだという御心配、もつともだというふうに思います。設計者にしっかり管理をさせ、落札をしていただいた事業者にも、住民の安心安全が揺るぎないものになるよ

うしっかりと工事をしていただくよう、工事を始める前に私からも直接業者にお願いをしたい、一言申し添えたいというふうに思います。

また、JR客車の契約の事案につきましても、設計者の予定価格、設計価格が適正ではないのではないかという御意見、99%という落札率では高止まりを住民の皆さんは感じるのではないかという御意見をいただきました。おっしゃるとおりだというふうに思います。建築工事にかかわる設計書のとりまとめというのは大変難しい部分もありますが、今後におきましてはできる限り設計提案、設計書に書かれる金額、予定価格が適正なものとなるよう執行部あげて今後の業務に邁進して行きたいと思っております。可能な限りの業務改善が行えるよう真摯に取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後もまた御指導、御意見をいただければというふうに思います。

最後になりますが、昨日のニュースで東京でまた200人台の新型コロナウイルスの感染者が出たというニュースもありました。一定、収束しつつあるようにも見えますが、やはりどこかで油断があるとまた感染が拡大をしていくということにもなりかねません。新しい生活様式をお一人お一人できる限り取り組んでいただいて行政としても感染拡大が起こることのないような対応、行政主催の何か事業につきましても最新の配慮をして注意をして臨んでいきたいと考えておりますので、この新型コロナウイルス感染拡大に対応した取り組みにつきましても執行部と議会の皆さん、また住民の皆さんが丸となって取り組まなければいけない事案だというふうに思っておりますので、何とぞ、今後におきましても議員の皆様から貴重な御意見、御提言をいただけますよう心からお願いを申し上げまして、私の閉会の挨拶とかえさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（岡村統正君）

本日の会議はこれを持ちまして終わります。

令和2年9月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時10分

